

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・ 県内各学校に在籍する外国人児童生徒が増加し、集住化と散在化の同時進行や多言語化等の新たな課題を踏まえ、年2回、県と市町村教育委員会が連携・協力して受入れ体制の整備や学校の日本語指導、キャリア教育の充実等に取り組むことについて共通理解を図った。

(2)学校における指導体制の構築

- ・ 推進地域として、可児市を指定し、実践校2校、実践教室1教室に外国人児童生徒コーディネーターを配置した。外国人児童生徒コーディネーターは、初期指導教室を本務場所とし、小学校、中学校を巡回し、編入時の対応、各校(教室)での適応指導や日本語指導への助言、校種間連携等を行った。また、デジタル教材を活用した指導方法の検証、各校種段階におけるキャリア指導を行った。
- ・ 推進地域で、外国人児童生徒が多く在籍する県立東濃高等学校を実践校とし、東濃高校と、可児市立蘇南中学校の外国人生徒が連携を図り、両校をオンラインでつないだ交流授業を行った。
- ・ 上記の実践校(教室)に加え、集住市において拠点校的な役割を果たす協力校9校を指定し、「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」を設置した。この会議では、「特別の教育課程」により「個別の指導計画」を活用した日本語指導の実践・検証、実践校に出向き、学校の指導の様子等を検証する予定であったが、コロナ禍のため参観を中止した。かわりに、Web会議を開催し、それぞれの学校での指導の様子や、受入れ体制の成果課題について、意見交換を行った。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」を設置し、「特別の教育課程」において使用する教材や先進市による適応指導教室から学校へのスムーズな接続など、具体的な実践に基づく指導法の在り方を交流した。その際、学識経験者から、「何のためにキャリア支援をしていくのか」「その子に応じた若しくは本当に必要な支援は何なのか」を考えて支援計画を立てる重要性等の助言を受けた。
- ・ 実践校及び協力校における授業参観を通して、「特別の教育課程」における指導改善等について協議する予定であったが、コロナ禍のため授業参観を中止とし、Web会議で、事前に指導の様子を撮影した映像を中心に、実際の指導の様子について意見交流を行った。
- ・ 各教育事務所の指導主事が、「外国人児童生徒支援訪問」として、年1回日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての小・中学校に訪問し、各校の実態を把握するとともに、日本語指導等について指導・助言を行った。

(4)成果の普及

- ・ 「外国人児童生徒教育連絡協議会」を年2回開催し、「特別の教育課程」の編成・実施、「個別の指導計画」を活用した日本語指導、校種間の連携を図った継続した指導体制、各校種における必要なキャリア支援の在り方等、本事業の成果について、県内に普及を図った。
- ・ 外国人児童生徒への指導力向上研修を年3回実施し、県作成教材を使った授業づくり等の研修を行った。(県事業の成果を踏まえて、県担当指導主事が指導・助言を行った)。
- ・ 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭研修、スクールリーダー養成研修に外国人児童生徒教育に関わる研修を位置付け、担当指導主事が、指導・助言した。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・ 推進地域の実践校において、取り出しによる国語の教科書を使った日本語指導や国語の教科書の授業において、指導者用デジタル教科書(国語)の活用方法を実証した。
- ・ 各教育事務所に配付している多言語翻訳機器を指導主事が、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校を訪問する外国人児童生徒支援訪問の際に活用するとともに、その効果的な活用方法について検証した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 推進地域である可児市は、実践校及び実践教室に対し、外国人児童生徒コーディネーター2名を配置し、小学校、中学校を巡回し、編入時の対応、各校(教室)での適応指導や日本語指導への助言、校種間連携等を行った。
- ・ 県は、実践校である東濃高等学校に通訳支援員1名を配置し、授業に入込み、学校設定科目「日本語」を含む様々な教科での通訳支援を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・ 日本語指導等に関する効果的な取組や指導資料等を県ホームページで公表したり、市町村教育委員会及び小中学校へ提供したりする等、外国人児童生徒支援に活用することができた。
- ・ 市町村は、それぞれの状況が違うので、就学促進をはじめ、外国人児童生徒の受け入れについて、これまでの経験が蓄積された市町村と、受入れ経験が乏しい市町村の担当者が意見交流を単に行うだけでなく、それぞれの状況にあった具体的な情報の共有をする必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・ 昨年度、県ホームページに特設サイトを開設し、日本語指導が必要な児童生徒が、授業や家庭で学ぶことができる環境を整えたことを周知したことで、それらが利活用された。
- ・ 日本語習得の程度の差が、より個別のキャリア支援をする必要を生み、学校での対応の困難さを生み出しているので、個別最適化された支援ができるワークシートや教材を開発していく必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 開発したカリキュラム及び教材について県のHPで公開をしていることで、外国人児童生徒の受入れ経験が浅い市町村教育委員会、学校においても、書類を最初から作り起こすのではなく、県作成のモデル等が容易に活用できる状況が生まれている。
- ・ 実態の把握、指導内容、評価が記載された「個別の指導計画」を活用した小・中・高の連携を図るモデルを推進地域で進め、外国人児童生徒向けのキャリア支援ガイドブックを作成する。

(4) 成果の普及

- ・ 「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、現状外国人児童生徒が就学していない市町村担当者にも、他市町村の状況や受入れについての課題や準備などについて、知見を得ていただけた。
- ・ 開発したカリキュラム及びデジタル教材をホームページに掲載し、必要に応じ随時更新することで、各校等のニーズに応じた活用が可能となるよう整える必要がある。

(5) 学力保障・進路指導

- ・ コロナ禍により、学校で保護者を含めた参集型で進路説明会の開催が困難な中、言語別に必要な情報を正確に伝えることで、進学を諦める生徒をなくすことができた。
- ・ キャリア講座(進路説明会)をWeb会議で開催する場合、参加者がスマートフォンで参加されることが多いので、スマートフォンの画面サイズで確認できるプレゼンシートを作成する等、運営方法の改善の必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・ 多言語翻訳機を活用することで、外国人児童生徒の編入時に、通訳ができる職員が不在の時に、簡易的ではあるが児童生徒や保護者との意思疎通ができた。
- ・ 日々の家庭での自主学習や何かしらの事情で登校できない児童生徒が、家庭で活用しやすい外国人児童生徒向けデジタル教材を開発更新していく事が必要である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 実践校(高校)において、授業への入込み支援を行ったことで、生徒の学習への理解が深まり、学習意欲の向上につながった。

・ 日本語指導や学習支援に加え、ライフプラン支援やキャリア支援を推進し、国籍で制限されないライフビジョンやキャリアビジョンの醸成を図る。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	934 人 (80校)	316 人 (44校)	人 (校)	25 人 (1校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		713 人 (38校)	195 人 (14校)	人 (校)	0 人 (0校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)
 令和3年度より、外国人生徒の進学や就労が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ったが、更なるキャリア形成を支援する取組として、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリア支援ガイドブック等を作成する。

- ※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。